

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性の向上を図りつつ変動の激しい事業環境において、恒久的な発展と成長、持続的な企業価値の拡大を目指し、全てのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を図りつつ、迅速かつ効率的な経営管理体制の構築に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚 英樹	2,775,000	28.02
久田 哲史	2,610,000	26.35
株式会社Print	2,510,000	25.34
渡邊 昌司	755,000	7.62
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	95,100	0.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	73,800	0.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	65,300	0.65
MSIP CLIENT SECURITIES	62,832	0.63
株式会社バルーン	55,000	0.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	49,000	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無

久田 哲史

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社Printは、当社取締役久田哲史の資産管理を目的とする会社であり、久田哲史により議決権の過半数を所有されております。
株式会社バルーンは、当社代表取締役大塚英樹の資産管理を目的とする会社であり、大塚英樹により議決権の過半数を所有されております。
2020年11月30日付で、当社の支配株主であった久田哲史が、支配株主に該当しないこととなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等については、原則実施いたしません。

万が一、支配株主と取引等を行う際は、取引理由、取引の必然性、取引条件等につき、法令や社内規程に基づき十分に検討したうえで、取締役会において十分に審議した上で取引可否の意思決定を行うこととしております。また、取引を行う場合には、当社との資本関係を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提とし、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷部 潤	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷部 潤	○	---	証券アナリストとしてIT、インターネット及び放送・広告の分野を担当してこられ、これらの業界に関して幅広い知見をお持ちです。また、2019 年12 月に株式会社コロブラの取締役を退任されるまで、CSO として事業会社における戦略の立案及び推進を担い、同社の株式上場にご貢献されました。 これらのご経験から、IT を用いたビジネスの創出・提供を推進する当社にとって企業価値の向上及び上場企業としてのコーポレート・ガバナンスの拡充に繋がるご意見を頂戴できるものと判断して社外取締役に選任しております。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。
内部監査室、監査役及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大川 勝廣	他の会社の出身者													
山中 健児	弁護士													
高松 悟	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大川 勝廣	○	---	監査役として長年培ってきた会社経営に係る豊富な経験と幅広い知見を備えており、その知識経験に基づき、当社の業務執行の適法性を監査することを期待して社外監査役に選任しております。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

山中 健児	○	---	弁護士として、法律に関する専門的な知識を有していることから、その知識経験に基づき、当社の業務執行の適法性を監査することを期待して社外監査役に選任しております。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
高松 悟	○	---	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、当社の業務執行の適法性を監査することを期待して社外監査役に選任しております。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲及び中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度及び有償新株予約権制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、親会社の執行役、子会社の執行役、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の現在及び将来の従業員や社外協力者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、ストックオプションに加え、税理士安田智之を受託者として新株予約権信託を設定しており、受託者たる安田智之に対して、新株予約権を発行しております。本信託は、安田智之が、受益者の確要件を満たす者に対して、新株予約権を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社及び子会社の役員及び従業員並びに社外協力者に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能としております。
その結果、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び子会社の役員及び従業員並びに社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様に基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1 億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示はしておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案し、取締役会にて決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対するサポートは経営管理本部が行っており、必要に応じ資料の提供や事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会、内部監査室及び会計監査人を設置しております。
当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

b. 監査役会

当社の監査役会は3名（うち、社外監査役3名）で構成されております。社外監査役には弁護士及び公認会計士をそれぞれ1名含んでおります。監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとることにより、監査に必要な情報の共有化を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 内部監査室

当社では、代表取締役の承認により指名された内部監査室長が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査規程に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、合理的かつ効果的に運営されているか確認しております。

d. 会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性等の向上及び経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した意思決定を行うことができる体制として、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、上記の通り、取締役の職務執行に対して、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR 専門ページに公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的に行い、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR 専用サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR 活動は経営管理本部を担当部門として行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後、検討すべき事項として考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では業務執行の適正性を確保する体制として、取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。また、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社では、当会社グループ共通の行動指針である「Speee Culture」の中で、法令及びモラルの遵守を謳っており、法令、定款、社内規程等の遵守のみならず、社会規範に沿った責任ある行動をとることを含めて、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を図り、必要に応じて適宜啓蒙等を行い、コンプライアンス体制の維持及び向上を図ります。

・当社では、「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反等の行為についての内部通報制度を設け、法令違反等の行為を未然に防止又は早期発見できる体制を構築するとともに、役職員の法令違反等の行為については、コンプライアンス委員会を設置し適時適切な対応を行い、必要がある場合は弁護士等外部専門家と協力しながら、処分等が適正に行われるよう適切な処置を講じます。

・内部監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施します。内部監査室はその結果を、適宜、代表取締役及び監査役に報告しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報は、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、法令及び「文書管理規程」に従い、適切に文書又は電磁的記録により保存・管理します。

・前記の情報は、取締役及び監査役が必要に応じていつでも閲覧できる状態を維持するものとします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社グループ共通の行動指針である「Speee Culture」の中で謳っている、迅速なリスク対応の実践を通じて、発生するリスクへの迅速かつ適切な対応に努めるとともに、「リスク管理規程」に基づき、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理本部を責任部署とした上で、当社グループ全体における様々なリスクの把握及び評価を行い、諸リスクの管理を図ります。

・内部監査においては、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を代表取締役及び監査役に報告します。また、代表取締役は必要に応じてリスクに関する諮問機関としてリスク管理委員会を開催し、各部門のリスクに対して必要な支援、助言を行います。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、当社グループ全体における年度予算及び中期計画を策定し、計画達成に向けて実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定め、効率的に経営資源の配分を行います。毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜開催し、予実分析を行うことで計画の進捗状況を見極め、随時適切な対応を行うことで、業務の効率性を確保します。

・各取締役の業務執行に関して適切な管掌部門を設定し、「職務権限規程」に基づき効率的な意思決定を図ります。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に取り締り及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

・当社は、子会社から定期的に事業の状況に関する報告を受け、必要がある場合は適正且つ組織的・効率的な業務執行が行われるよう、助言及び指導を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて子会社の事業運営に関する重要事項について当社の承認事項とする他、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行います。

・当社グループ間の取引においては、取引の実施及び取引条件の決定等に関して、取引の独立性、客観性及び合理性を確保するように留意します。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査業務について、監査役が補助すべき使用人を置く必要があると判断した場合、監査役は、補助使用人を指定できるものとします。

(g) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・前項で定める補助使用人については、監査役の指揮命令下で業務を行い、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等について予め監査役の意見を聴取し、これを最大限尊重します。また、補助使用人が監査業務に関し監査役から指示を受けたときは、その指示を受けた職務を行うことができるよう、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保します。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議での決定事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとします。

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、次に定める事項を監査役に報告します。

- 業務の執行状況
- 経営状況のうち重要な事項
- 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- 法令・定款違反に関する事項
- その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項

・当社及び子会社では、前号に該当する事象を発見した場合には、「コンプライアンス規程」に基づき内部通報を行うことができる体制を整備しております。

- (i) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当会社及び子会社は、前項の定めに基づき監査役に報告を行った当会社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、人事上その他一切において不利な取扱いを行うことを禁止します。
- (j) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求にかかわる費用が職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会に出席するほか、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見及び情報の交換等を行ないます。
 - ・監査役は、内部監査室長と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できるものとし、ます。
- (l) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当会社は、「反社会的勢力対応規程」において、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たない」ことを基本方針として掲げております。そして、この方針を実現するため、反社会的勢力排除に関するマニュアルを定め、反社会的勢力に対処するにあたり次の6項目を原則としております。

- 取引を含めた一切の関係を遮断すること
- 組織として対応すること
- 社員並びに当会社関係者の安全を第一として対処すること
- 外部の専門機関との連携を図ること
- 裏取引や資金の提供につながる便宜供与や寄付等は一切行わないこと
- 有事においては民事とともに刑事告発をも含む法的対応を行うこと

・暴力団追放センターに加盟し、また必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化します。

・全国で施行されている暴力団排除条例及び反社会的勢力排除に関するマニュアルに基づき、事業に関わる契約を締結する際には、インターネットその他の手段を通じて取引先が反社会的勢力ではないことの確認に努めております。

・契約を締結する際には、暴力団排除条例に則り、反社会的勢力又はそれらに関わりのある者でないことを約し、相手方がこれに違反した場合には、金銭の負担なく一方的に契約を解除できる旨と共に損害賠償請求ができる旨を契約書面にて約すことを義務付けております。

・役員又は従業員の雇用にあたり、入社時に被採用者自らが反社会的勢力等でないことを宣誓させております。

